

令和5年度 Sport in Life推進プロジェクト（スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業）

よくあるお問い合わせ/公募モデル公募説明会時の質疑応答

※黄色い色付きの項目は、公募説明会で回答の質問です。

質問	回答
■取組モデル創出事業について（概要等）	
1 「生活にスポーツを取り入れること」の「生活」とは具体的にどのようなイメージでしょうか？日常生活のルーティーンのシーンの中で行うイメージでしょうか？仕事の道中に寄り道をするのは該当しますでしょうか？	いずれも該当します。 「生活にスポーツを取り入れること」の主旨は、スポーツの短期的な参加ではなく、生活の中に取り入れることで、その後も継続的にスポーツを習慣化して頂くことを意図しております。
2 「生活にスポーツを取り入れること」の意図は、スポーツの阻害要因に「仕事や家事が忙しいから」「面倒くさいから」が多く、これに対する解決を行うためでしょうか。	第三期スポーツ基本計画では、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築することが政策目標として掲げられています。 「生活にスポーツを取り入れること」は、ご質問にあります阻害要因へのアプローチだけに限らず、健康、体力増進・維持等といった促進要因も含めて、生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することを目的としています。
3 事業の継続性とのことで、採択された場合、次年度以降も同じ内容で行い続けなければいけないでしょうか。市で予算取れない場合、協賛や参加費を募るなど行っていくことを想定しているのでしょうか。	必ず継続しなければならないというわけではありません。 ただし、「事業の継続性」は評価項目となりますので、企画提案の中に要素を記載してください。 また次年度以降、事務局より事業の継続性や発展性などについて、確認をさせて頂く場合がありますので、採択された折はご協力ください。
■応募資格について	
4 応募数に上限はありますか。各事業に複数応募は可能でしょうか。	応募数に上限は特にございません。ただし、採択数は1団体につき1件となります。
5 応募資格に「過年度の事業に採択された経験のある団体からの応募も可能とする」とありますが、異なる取組とはターゲット層、運動プログラム、対象地域等、どこが異なることが求められるのでしょうか。	過去採択された事業と全く同じ事業は認められないため、新たなターゲット層、運動プログラム、対象地域とそれによる効果など、「新規性」が分かる内容を企画提案書に記載してください。
6 （代表団体が現在コンソーシアム未加盟で、）これからコンソーシアムに加盟する場合は、エントリーが認められますか？	提案書受付時にコンソーシアム加盟の有無を確認しますので、遅くとも提案書提出時までには加盟申請書を提出してください。ただし加盟申請書の不備などで、企画審査までにコンソーシアム加盟承認が下りず企画審査の対象とならない可能性があります。余裕を持って加盟申請書を提出した上での応募としてください。
7 重点ターゲットとする先は、団体規模・資格要件などはありますか	重点ターゲットとする先については、団体規模や資格要件を定めておりません。公募要領2. 事業の内容、(1)取組モデル創出事業の実施、④に記載の重点ターゲットより選択し、企画提案してください。
8 法人格を有さない、任意団体の応募は可能か。	公募要領の応募資格に示しているように、代表団体は、Sport in Lifeコンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は法人格を有する団体である必要があります。上記以外の団体でも構成団体として応募することは可能です。
9 代表団体が他の構成団体に参加することや、構成団体が複数の構成団体となることは可能か。	代表団体が別の申請において構成団体となることは可能です。
10 構成団体が複数の構成団体となる場合に何か不利益はありますか。	不利益はありません。

11	応募資格に関して、「複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること」とありますが、「複数」の最小単位は代表団体ともう1社の計2社との認識で良いでしょうか？	認識の通りです。 なお、構成団体については、Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが必須ではありませんが、より多くのSport in Life コンソーシアム加盟団体が構成団体に含まれていると高い評価となります。（詳細は審査基準をご参照ください。）
12	応募の時点で、プロジェクトチームの構成が完了している必要が（代表団体以外の構成団体が全て揃っている必要が）ありますか？	複数の団体から成るプロジェクトチームを構成することを応募資格としておりますので、確実に事業に参画できる団体を1団体以上構成団体に含めてください。 なお、構成団体との連携内容については、部分的に調整中のものがあっても構いません。
■ 人員体制について		
13	企画提案書等に記載する代表者職・氏名は、会社としての代表（代表取締役社長など）ではなく、応募担当部門の代表（執行役員本部長など）でよろしいでしょうか？	団体がコンソーシアムに加盟していれば、代表者がコンソーシアム加盟時と同一人物であることは要件としておりません。 本公募にあたっては、事業実施にあたり団体を代表する責任者となる方を立てていただければと思います。
14	「責任者・管理者、プロジェクトリーダー、経理担当者は代表団体の職員を充ててください。」という記載がありますが、特定非営利法人や社団法人等の場合、理事でも大丈夫でしょうか。	特定非営利法人や社団法人等の場合は、事業を遂行する上で代表団体を代表し、責任を持って全体の管理や予算執行ができる方であれば問題ありません。
15	人員体制の中の「責任者・管理者」と「プロジェクトリーダー」は同一人物でも問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、「PTが事業内容を適切に遂行するために必要な、人員・組織体制、実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること」は評価項目に含まれておりますので、提案内容に沿った評価がなされることとなります。
■ 委託契約について		
16	採択決定後に ①代表団体を変更または構成団体と交代することは可能でしょうか？ ②構成団体の変更（追加・脱退・入替）等は可能でしょうか？	①：代表団体も審査の対象となるので、代表団体の変更はできません。 ②：「PTが事業内容を適切に遂行するために必要な、人員・組織体制、実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること」を審査基準の一つとしているため、原則不可能となります。ただし止むを得ない場合の脱退や変更、実施内容の拡充のための追加等を事後行う場合は、別途協議の上で判断します。
■ 成果物報告書		
17	事業成果報告書について「印刷物2部、CD2部を提出する」とあるが、CDの代用としてUSBなどの他の保存媒体は不可でしょうか。 もしくは、オンライン上のファイル共有サービスなどを用いてもよろしいでしょうか。	現時点では成果報告書の提出の際は、印刷物2部、CD2部を予定しております。企画提案上の経費としては印刷部2部、CD2部でご予定ください。 ただし、採択後に事務局側と調整する中で、USB等の保存媒体を含む、別の提出方法が認められた場合は、ご連絡いたします。
■ 事業経費について		
18	事前着手によって動画の教材作成をする場合は、8月以降でなければ経費の利用は出来ないでしょうか？	採択団体と株式会社JTBコミュニケーションデザインとの間で契約締結以降に発生した費用が計上できます。（契約締結は8月上旬以降を予定） 契約締結前に発生した費用を本事業の経費として計上することはできませんのでご注意ください。 委託費に抛らない準備について先行して着手していただくことは問題ありません。
19	事業経費について経費区分の指定はありますか？	「企画提案書」内の「5. 委託事業経費予定額」に記載の経費区分に沿って記載してください。

20	事業経費について各経費項目における上限はございますでしょうか？	各費用項目ごとの上限はありません。
21	事業経費について、「(1)スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。」とあるが、何か金額のルール等（謝金規定など）ありますか？	企画提案書書式の別紙3「経費上の留意事項等」に詳しい記載がありますので、そちらをご参照ください。 スポーツ庁規定の謝金額を目安としていただき、それ以上になる場合などは、必要な理由等（各団体ごとの謝金規程等）を明記しご提出ください。
22	事業経費としてシステム開発や機材購入を検討しておりますが、経費として申請可能でしょうか。資産となるものが経費対象になるのかをお伺いしたいです。	備品・資産となるものの購入経費を経費対象としては認められません。 企画提案書内、別紙3「経費計上の留意事項等」をご参照ください。
23	体育館用のマット40万は購入可能ですか？ ローンボウルズの練習場所は体育館が活用可能ですが、マットが必要です。マットがあれば車いすや障害者の方も可能です。	備品の購入となる場合は経費対象としては認められません。 ただしリースなどにおいて、借損料での計上であれば可能です。
24	代表団体からプロジェクトチーム構成団体へ事業の一部を再委託することは認められず、労務・役務の提供に関する請負契約を締結することは可能とされているが、この請負契約については金銭（企画費、人件費等）は含むものとなって良いのでしょうか？	内容に応じて企画費や人件費などの金銭を含む請負契約を締結することは可能です。 ただし企画審査や精算の過程において、請負契約内容の詳細を確認させて頂く場合があります。
25	代表団体からプロジェクトチーム構成団体等へ本事業の一部を再委託は認められない旨認識いたしましたが、プロジェクトチーム構成団体から代表団体への委託も不可でしょうか	構成団体から代表団体へは、再委託及び請負契約のいずれも事業経費としては認められません。 代表団体で専門的に行える分野であれば代表団体で行い、それ以外の分野を構成団体が補う形で、企画や体制を構築ください。
■ 提出書類について		
26	提出書類の「申請団体の概要」「最新の財務諸表等の資料」「誓約書」「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合の写し（審査規準より）は、代表団体の分のみの提出でよいですか。	申請団体概要と財務資料、誓約書は代表団体の分のみの提出で構いません。
27	自治体が代表団体となる場合、公募要領に記載のある「申請団体の概要」と「最新の財務諸表等の資料」は、どのような書類の提出を想定していますか。	自治体が代表団体となる場合は、申請団体の概要、及び最新の財務諸表等の資料の提出は不要です。
28	代表団体の財務諸表の提出などが難しい場合、連携団体の財務諸表の提出で財政基盤の証明とすることは可能ですか。	連携団体の財務諸表の提出で財務基盤の証明とすることはできません。 審査基準にも示しているように、「代表団体が契約主体として適切な財政基盤、経理能力を有していること。」が評価項目となっておりますので、財務諸表がない場合でも、その点が確認できるような資料を添付してください。
29	「誓約書」に、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の添付が求められていますが、Excelで作成した役員名簿のようなものでもよいですか。	役員の氏名及び生年月日が記載され公表されている資料や公的書類のコピーを添付いただければと思います。
30	提出書類は、郵便、宅配便、事務局へ持参等の形式でもよいでしょうか？	資料の提出は指定のメールアドレスのみで受け付けます。

31	企画提案書 4.実施体制 (2) 代表団体の事業運営能力について、適切な財政基盤、経理能力を有しているというのは具体的にどの程度記載が必要でしょうか。P/L・B/S等でしょうか。	損益計算書や貸借対照表を含む、最新の財務諸表などの提出を想定しております。審査基準に示しているように、「代表団体が契約主体として適切な財政基盤、経理能力を有していること。」が評価項目となっておりますので、その点が確認できるような資料を添付してください。
----	---	--